

副

昭和五六年(四)第四二一〇号

出版差止等請求事件

準備書面

原告 株式会社早川書房

被告 堀 晃

外一名

昭和五六年八月三十一日

右原告訴訟代理人

弁護士 五十嵐 敬 喜

同 菅 原 哲 朗



東京地方裁判所

民事第二九部 御 中

第一 釈明事項

一 訂正事項

二 出版権設定契約についての釈明

三 損害額についての釈明

第二 二重契約が発生する背景

一 被告相見の主張に対する反論

二 被告徳岡書店の主張に対する反論

第一 釈明事項

一、 訴状請求の原因四、(一)早川と堀見との出版契約について第一行目「昭和五四年一〇月」との記載は「昭和五三年一〇月」の誤記であるので右のとおり訂正する。

また、訴状請求の原因二、(一)の「梅田地下オデッセイ」の部数「二五〇〇〇部」を「三〇〇〇〇部」に、定価「四五〇円」を「四六〇円」に訂正する。

二、 出版権設定契約についての釈明

(一) 単行本「太陽風交点」出版契約の存在

単行本「太陽風交点」は、昭和五四年一〇月一五日、原告株式会社早川書房（以下、早川という）から出版された。右単行本に収録された太陽風交点をはじめとする各短編は、

そのほとんどが早川出版にかかる「Bマガジン」に掲載されたものである。右各短編を一番の単行本として出版する場合は、昭和五三年一〇月以前から被告堀見（以下、堀見という）と「Bマガジン」編集長今岡清との間で折りこまれてなされてあり、昭和五三年一〇月ころ、早川と堀見との間に正式に出版権設定契約をかわすことになつた。右出版権設定契約は、右今岡と堀見との間で口頭によつてなされ、契約時に右兩名によつて確認合意された契約の項目は次のとおりである。

1 堀見がこれまで「Bマガジン」に執筆した短編を収録した単行本「太陽風交点」を早川において出版する。

2 装訂は、四六版の上製本とし、加藤直之に装訂を依頼



する。

と 解説は小松左京に依頼する。

く 早川は編集に対し、定価の一〇％にあたる印税を支払う。

と 定価は後日定める。

く 初版本の出版部数は、早川に一任する。

と 出版日は特に定めない。

右のことを契約がなされた後、収録すべき短編を編集と右今岡との間で協議取捨選択し、昭和五四年一〇月、単行本「太陽風交点」は出版の運びとなつた。

□ 文庫本「太陽風交点」出版契約の存在

早川の編集部長細井恵津子は、昭和五五年一二月二一日、

堀宅を訪問した。右細井が堀宅を訪問した目的は次の三点にあつた。すなわち、第一に、堀見の担当が、今回編集長から細井に変わつたこと、第二に、堀見執筆にかかる文庫本一梅田地下オデッセイ」の出版が遅延している理由及経緯、第三に、「太陽風交点」の文庫本である。

右細井は、昭和五五年一二月二一日堀宅を訪問し、堀見に対し、同人の担当が今回から細井にかわつたことを告げた後、「梅田地下オデッセイ」の出版が遅れていることについての理由並びに経過説明を行い、その出版が、昭和五六年一月末をいし二月ころになる旨話し、堀見はこれを了承した。この後細井は、「太陽風交点」の文庫本化について話を進めた。細井が、「太陽風交点」を文庫本化したい

旨細見に述べると、同人は、「ぼくの方はそりいうことに  
 なつてゐるからどうぞ」と早川が文庫本「太陽風交点」を  
 出版することと快諾した。細見が、「ぼくの方はそりいう  
 ことになつてゐるから」といふ表現をもつて文庫本出版を  
 了承したのは、従前より、同人と今岡との間で文庫本「太  
 陽風交点」の出版についての話がなされており、右兩名の  
 間で早川が文庫本「太陽風交点」を出版する旨の了解があ  
 つたためである。

そこで、細見と細井との間で文庫本「太陽風交点」の出  
 版について次のとおり合意に至つた。

「文庫本「太陽風交点」は、昭和五六年九月までに出版  
 する。当初細井は、文庫本「太陽風交点」を来年の秋ま

てに出版すると申入れたが、福見から、「歌とはいつか」と質問され、「九月まで」と返答し、福見は了承した。

2 福見は早川以外の出版社から文庫本「太陽風交点」の出版をしない。

細井は、被告欄と右二点を合意した後、福見に対し、「明日から出版の作業にとりかかるとか」と通告し、これに対し、福見に「よろしく願います」と述べた。

なお、この日、印税については話が出ていないが、早川においては、全くの新人作家以外印税の説明をしないのが通例となつている。印税の話がない場合、印税は定価の〇多というのが出版界の社会通念であり、著作者もこれを了解している。福見の場合、すでに単行本「太陽風交点」

(出版済)文庫本「梅田地下オデッセイ」(出版準備中)の二点について出版契約が存在しているので、あえて印税について確認をする必要はなかつたのである。

早川は、右契約に基づいて昭和五五年一二月から文庫本、「太陽風交点」の出版準備にとりかかつた。翌昭和五六年一月二一日、細井が、堀見に対し、文庫本「梅田地下オデッセイ」並びに文庫本「太陽風交点」の件で電話をした際、堀見は、文庫本「太陽風交点」について「困つたことになつて、徳岡から出さなければならなくなつた。あとで徳岡から早川に連絡があると思ひが」と述べた。おどろいた細井が、昭和五五年一二月二一日付文庫本出版契約について再確認すると、堀見はすべてこれを認めたりえて、二重出

版契約という事象が発生したことを「困つた」とくりかえすのみであつた。細井が被告株式会社徳間書店（以下、徳間という）との契約書の存否についてたずねると、細井は「契約書はまだきていない。契約の内容も知らぬ。早川の出方をみて契約書に判をおすのは待つ」との回答であつた。翌一月二二日細井は再び細見に電話を入れ徳間との契約について再度たずねたところ細見は、「私的にも公的にも思のある人から言われ、日本では大賞の性格上徳間から出さなければならなくなつた」と述べ、相変わらず「困つた」をくりかえすのみであつた。そこで翌一月二三日、早川は細井を通じて細見に対し「早川としては徳間との契約は認められない」と通告し、徳間が文庫本「太陽風交点」を出

版することを拒絶した。

○ 出版権設定契約について

以上のとおり、早川と福見との間で昭和五三年一〇月、単行本「太陽風交点」についての出版権設定契約が、そして同五五年一二月二一日、文庫本「太陽風交点」についての出版権設定契約がそれぞれ締結された。

右各契約において、早川に「太陽風交点」についての出版権を設定するとの明示の文言は存しないが、右各契約は出版権設定契約として締結されたものに外ならない。なぜなら、著作権者と出版社との間で単行本あるいは文庫本を出版する旨の契約は、口頭であつても出版界の慣行として出版権設定契約だからである。すなわち、出版界におい

ては、先行出版社から出版された単行本（もしくは文庫本）  
については、三年間は他社から出版してはならぬとの不  
文律が存在し、これは、著作権法第八三条二項に基づくも  
のだからである。

かかる出版界の慣行については、著作権者もまたこれを  
熟知しているのである。たとえば、彌見の友人で、日作  
家でもあるかんべむさし（小松左京によれば、彌見と右か  
んべとは「絶好の漫才コンビ」であるという）は、本件を  
契機に、昭和五六年四月二〇日早川に対し、「出版権譲渡  
に関する通知」と題する書面によつて、右かんべが早川よ  
り出版してきた本の重版を拒絶してきた。右拒絶の理由は  
早川とかんべとは、口頭によつてかんべの著作物について

出版契約を締結したのであるが、右著作物は初版の出版から三年を経過しているので、右契約により設定された早川の出版権は、著作権法八三条二項により消滅しているから重版は拒否するといふものである。右書面は、口頭により単行本（もしくは文庫本）を出版するといふ契約がなされれば、著作権法七九条の出版権設定契約となる旨の慣習が出版界に存在し、著作権者の方でもこれを熟知していることをきわめて明瞭立証している。福見が、昭和五六年一月二一、二二日、細井に対して、「困つた」を達発したのも、かかる慣習の存在を熟知し、違法な二重出版契約を締結することと自決の念にさいなまれた結果発した言動であつた。

(4) 単行本の損害 金三一三万八二四二円

早川は、単行本「太陽風文庫」(検甲第一号証)の出版を継続し、昭和五五年度末の在庫は約一〇八〇冊であつたところ、昭和五六年一月一四日、右単行本が第一回日本書大賞の授賞作品となり、単行本の一月出庫は七二五冊と急激に増加した。早川は単行本を定価一二〇〇円、五千部の重版を二回合計一万部出版可能であつたところ、被告側聞が文庫本(検甲第二号証)を発行したため重版に至らなかつた。もし、重版された場合、一万部すべて販売可能であり、その得べかりし利益は金三一三万八二四二円となり、右金額の損害を早川は蒙つた(なお、初版本は昭和五六年三月で売切れた)。

即ち、早川が単行本を五千部重版した場合総売上げ額六〇〇万円のうち直接製造原価（印税・カバー、表紙、本文に関する用紙代、印刷代、製版代・帯、スリッパ、扉、見返し等の付属品代・製本代）が一七九万〇八七九円（二九・八多）、製作・営業・宣伝費九〇万円（一五多）かかる。取次店へは定価の七一多で卸すので早川の得べかりし利益は四二六万円から右経費合計額を差引いた一五六万九一二一円となる。従つて一万部であれば三一三万八二四二円となる。

（ロ） 文庫本の損害 金七八二万円

早川は「ハヤカワ文庫（J A）」「太陽風交点」（後甲第三号証）を三万部製作したが被告らの不法行為によつて出版

不可能となつた。右文庫本の製造原価（但し印税を除く、用紙代、印刷代、製版代・製本代・カバー面料等）は二五七万一〇五五円（二五・二多）、製作費は七一万四〇〇〇円（營業・宣伝費は除く）にかつた。現在右文庫本は倉庫に山積みされ截断せざるを得ないもので右経費合計金三二八万五〇五五円の損害を早川は蒙つた。

次に、早川は文庫本について通例定価三四〇円の七〇多で取次店に卸すので早川の得べかりし利益は卸価格七一四万円（三四〇円×三万部×七〇多）から右経費合計額と印税一〇二万円（一〇多）を差引いた二八三万四九四五円であつた。

更に、本作品は第一回日本B.F.大賞授賞作品であり、福

是の処女作品として読者層の購買力も高く二万五千部の重版が可能である。

従つて、重版による得べかりし利益は少くとも、定価三  
四〇円の二〇％、金一七〇万円となる。

よつて早川は文庫本に關して以上合計金七八二万円の損  
害を蒙つたものである。

(三) 慰謝料 金二〇〇万円

被告早川の本作品は「SF的な設定が、未だ人類の知ら  
ぬ感動を描いた表題作など、現代科学の神組の中でおよそ  
考えうるイマジネーションを見事に展開、宇宙の姿、そし  
て宇宙の中にある人類の姿を鮮明に描き出した日本SF史  
の記念碑的作品集。」(検甲第三号証カバー)である。早

川は雑誌「Bマガジン」に掲載の作品を掲載し単行本を出版したが、その間出版後の売行きの危険を全面的に負担しつつ出版社として有形無形の援助によつて作家福見をい  
わゆる「育ててきた」のである。早川は外国のB作品を他に先駆けて読者に紹介するなどB分野における第一人者である。ところが、被告らの本件不法行為によつて、早川は単行本を出版し、かつ文庫本化の能力を有しながら第一回日本B賞<sup>大</sup>受賞作品の文庫本化を他社に出し抜かれる、又作家に裏切られるという出版社としての責任を果していかの如き状況を呈し出版界および読者に対する早川のイメージが失墜する、また、かんべむさし氏より「出版権譲渡に関する通知」が送付されるなど企業信用が毀損さ

れたもので慰謝料としては金二〇〇万円が相当である。

以上、合計金一二九万八二四二円は本件不法行為によつて蒙つた早川の損害であるが、早川は一部請求として、そのうち金一〇二〇万円（早川が出版計画した「太陽風変点」文庫本の発売上げ額）を被告らに対して請求する。

### 第三 二重契約が発生する背景

#### 一、被告堀見の主張に対する反論

(一) 堀見と早川の關係はBマガジン作家と出版社である。堀見は昭和一九年兵庫県電野市生、十六歳で高校の学校新聞にBマガジンを創刊し、以来二十二年といふ長いキャリアの持主である。堀見のデビューは、昭和四五年、早川の出版するBマガジンの専分的雑誌「Bマガジン」六月号に「イカル



「スの翼」を発表したときであり、以後同誌を中心に一貫して「ハードＢＦ」の最少なにかまい手として活躍してきた（『甲第二号証三一七頁』）。通例新人作家が一流作家に成長していく過程においては、出版社とりわけ担当編集者の物心両面にわたる援助がある。読者の目にはふれない面であるが、原稿が活字として出版されるまで作家をばげまし、より良い作品を誕生させようという担当編集者の苦勞は本が完成し読者から高い評価をうけることでむくわれる。

編集の場合も同様である。『ＢＦマガジン』誌の今岡清編集長と編集は編集者、作家としての信頼関係を保ちつつ友人関係に近い親交を結んできた。編集の場合、例えば昭和五年夏頃「梅田地下オデッセイ」の校正のかり手紙で今岡



の指摘に対し「入念にチェックしていただけで、ただただ感謝しておきます。特に「アンドロメダ占星術」については、細部のミスまで直していただいて恐縮しておきます」

「雑誌掲載の時からお世話になりつばなですが。何卒よろしくお願いいいたします。」と答え最初の読者でもある今岡の慧眼に信頼してきた。日ノの原点をいきいきと保持する作品―選評にかえて―（検甲第二号証三一三頁）に指摘されているとおり、類見の作品はヘード日ノ短篇集である。

「「現代日ノの原点」を一言で申しますと、それは「科学文明・宇宙時代の人類」をそとで生きる一個の「生身の人間」の側から「文学」の方法で描くところなりであり、「作品はすべて、「宇宙時代の人類」をあつかつたものである



り、やや難解ととられるむきもあるかも知れませんが」と讀者の目に難解とすりつりがちを彌見の作品を今回は積極的にとりあげ日ママガジンに掲載してきた。新人作家の場合、原稿は郵送で送り。しかし、原稿の出来あがりの遅い彌見に対し、今回は一切を大福に譲りし、今回編集長が大福に出張して原稿をとりこゆく等の便宜をはかりつつ広く讀者の目にふれ、批評にきかえられ一流作家として彌見が成長することを期待してきた。このよきを早川と彌見との間新にかいて出版契約は口頭で十分なのである。敢えて書面で権利義務関係を定めなくても理解し得る永年の慣行が早川の今回編集長と彌見との間には形成されていたのである。

口 彌見は「細井康津子は全くの私用で大阪に来たものでも

り、そのついでに被告側の妻が以前早川書房に勤務していたことがあり、知り合ひでもつたため、昭和五年一二月二一日、被告側宅を訪問したにすぎない。(中略)「本冊『風交点』の文庫本に関しては、およそ出版を目的とする契約と認められるべき何等の事実も存しない。」(準備書面第二、三)と主張する。しかし右主張はいいのがれにすぎない。細見作成昭和五六年二月一九日付内容証明郵便は明解に文庫本出版契約の存在を自白している。該当箇所を左に引用する。

「昨年十二月、細井氏が来宅されましたが、主を用件は、氏が小生の文庫出版の担当者であることの確認、および拙著「梅田地下オヂツセイ」の発行が遅れていることについ



ての事情説明でした。その席上「太陽風交点」を早川文庫に収録したいという話があり、一応了承の意を伝えておきます。なお、この時の話では、発行時期は五十六年秋頃であり、解説者は変更することになっております。また出版権の独占等につきましては一切話をしておりません。」

曰　さらに菊見は「出版許諾契約と出版権設定契約の異同等契約の趣旨を、被告欄によく説明し、その了解のもとに出版権設定契約書を作成すべきであつたのである」と主張する。右主張は、出版界の商慣習を知らないものである。本事件は新聞等マスコミに報道され、各出版社の反感の一端を知ることができると、

業界誌「情報春秋」から例示すると、



1 新潮文庫の佐藤浩太郎編集部長（56・4・10付）

「契約書を交わすかどうかは様々なケースがあると思います。うちでは覚書程度のもを交わすことはあります。が大部分は口約束です。（以下、略す）」

2 講談社文庫出版部矢野芳夫部長（56・4・30付）

「ケースバイケースです。（著者に対し）契約書を作るかどうか一応聞きますが、いらなむと言われれば（作家は多いですが）、あえて作りません。（中略）他社のもについで一部契約を交わすことがあります。全体としてみると契約書を交わしているのは一割にも満たないでしよ。り。（以下、略す）」

3 集英社大波加弘文芸出版部部長、山崎隆芳文庫編集長

(56・5・28付)

「今までは契約書をとりかわすケースが少なかつたですね。建前ではとりかわすことにしているのですが……。

(以下、略す)」

4 角川書店佐藤吉之輔編集部長(56・5・28付)

「やっています。契約書を交わさないこともありますが、その場合には著者との間に他社が入りこめないよう信頼関係を作つておく必要があります。(以下、略す)」  
(なお、角川商法については後記のとおり問題点を指摘する)

5 中央公論鈴木崇生書籍第一部長(56・6・28付)

「契約書はまだそれほど交わしていません。著者の希望

がある時とか、著作権者（親族など）の場合はのちのちのこともあるつて交すケースが多いですが、一般的には契約書を必ずとり交わすというようにはなっていないません」

その他早川で調査した文芸春秋社の場合も同様に「単行本については概して契約書を交わしていない」「文庫については自社からの文庫化についてはほとんど契約書を交わしていない。他社の本を文庫に入れる時は交わすケースが多い。」との回答であつた。

つまり、作家と出版社との関係は契約書という書面で契約の存在について証拠を残さなくとも文化を共に創造するというお互いの信頼関係を基礎に口頭約束のみで十分であり、又作家の方も原稿のバ契を書面で約束させられること

を譲り体質があることも右の如き商慣習の生ずる要因となつてゐる。

それだからといつて作家は約束を反古にしない。二重契約は約束違反であり許されぬことを知つてゐる。それ故、かんべむさしの前記「出版権消滅に関する通知」をみれば明らかである。

ニ 被告徳蘭書店の主張に対する反論

(一) 徳蘭の主張は、次のとおり要するに文書によつて出版権設定契約を窺見と結び、著作権法上の「登録」をなした以上、違法はないとの強弁である。

「被告徳蘭の本文文庫版の出版は、あくまで被告類との出版権設定契約に基き正当になされたものであり、何ら原告

○出版を妨害するものでなく」「登録」制度があるにもかかわらず、「登録」のないものに、むやみに「差止め」等の対外的効力を認めるべきでない」（徳岡答弁書記録）

#### □ 文庫本の変質

徳岡の早川に対する出版妨害の手段としては単行本の文庫本化に勝る手段はない。編見をそそのかし、早川との契約が口頭契約であることを奇貨として出版を刊行したのである。

出版業界では本訴訟を「文庫本」をめぐる係争として注目している。本来、名著・古典を安価に提供するため、地味な「うつわ」だつたA判の文庫本が、読者獲得の有効な媒体として、最前線に駆り出され、しかも開断なく、

新本々、を世に開くより強いられている、せうした出版界  
の新たな局面を示唆する出来事（56・4・22朝日）とみる  
のである。

昭和二年七月、岩波文庫発刊に際して、岩波茂雄は「読  
書子に寄す」と題する一文をもつて出版社の責務と執意を  
述べた。

「吾人は筆をかゝのレタラム文庫にとり、古今東西にわたつ  
て文芸・哲学・社会科学・自然科学等種類のいかに人を開  
きわめて簡易なる形式において逐次刊行し、あらゆる人間  
に須要なる生活向上の資料、生活批判の原理を提供せんと  
欲する。」

「この計画たるや世間の一時の投機的なるものと異なり、永遠の事業として吾人は微力を傾倒し、あらゆる犠牲を忍んで今後永久に継続発展せしめ、もつて文庫の使命を遺憾なく果たさしめることを期する」

しかし、今日世論から、文庫合戦の批判をうけ、投機性の面のみが強くなつた。前記記事はその経緯を次のように報道する。

「伏線は、すでにあつた。角川商法である。昭和四十六年は、文庫本の常識を破つた「横溝正史」シリーズが口火を切つた年でもある。映画化や教養的なCMが角川商法を象徴するとみられているが、その最も革新的なところは、A6判という「うつつわ」に詰めついていた「真に古典的無

値ある書」の戒律をぬぐい去つたことにある。「うつわ」は契約から自由になり、何を盛り込んでもかまわない、盛り込み方ひとつで成否が決まる、投機性、さえ蓄びた勝負の具に化したといえよう。結局、新刊の単行本と異なるところがほとんどなかつたのだ。」

出版社は出版による利益を獲得することを目的とする。それとともに社会的に有益な作品（著作物）を複製、頒布し社会の発展に寄与すべき責務を負っている。そのため古典の発掘とともに若い、有望な作者、著作者を長期的にいわゆる「育てる」ための企業努力をする。

初版本の出版に際しては、作家の知名度がなく、宣伝・販売に出版社は多大の労力を費さねばならない。そのうえ、

出版後の売れどきの危険を全面的に負担しなければならぬ。短期のうちにはベストセラーとなる本もあれば、月々わずかでも長期にわたり着実に読者層をつかんでゆく本もある。そして売れずに在庫の山となり、積断処分となる本もまた多い。

ところで、文庫本の出版はすでに単行本として発売され、書店の店頭にならべられ読者に知られた作品を廉価で供給するものである。単行本の売れ行きから市場の反応を知つたりえでの出版である。他社が手塚にかけた単行本を文庫本として引き抜くならば、単行本を出版した出版社（第一次出版社）が費した努力なしに甘い汗をすいとることゝなされる。第二次出版社は単行本ではなく文庫本という商品を生

もつて売れゆきの危険も負担せず、かつ他社の目ぼしい作品をあさることが可能となつてゐるのが出版界の現状である。

徳岡の考えも同様である。例えば、芥川賞、直木賞、推理作家協会賞等を設定・後援する出版社自ら授賞した作品の文庫化をすることはない。

まさに有望新人発掘の美名のもとに、他社の単行本を文庫化することは最も安易な商法と言えよう。

① 二重出版契約は出版界の商慣習に反する違法行為である。徳岡は早川の抗議文をうけて、昭和五六年二月四日、早川を訪問した。右訪問について、徳岡の答弁は「被告徳岡は、単行本を発行している原告早川に対し、礼をつくし挨拶に



出向いただけである」と強弁する。その際、出版権譲渡を主題に話し合いがもたれた事実を否認する。現在、出版界における文庫ブームは、ロイヤリティーの支払い、ライターすら無視して弱肉強食の場になり、「見切り発車」刊行が流行という事実を端なくも徳間は露呈するのである。

徳間は抗議文をうけて、ロイヤリティーを支払いたいと申出をした。以後、裁判外の和解交渉において早川と徳間との間でロイヤリティーを3割、2割、1割との幅で交渉がなされた。右交渉の前提において、徳間は早川にロイヤリティーを支払わなければ文庫本「太陽風交点」を出版できないことを知っていたからである。出版界の商慣習としてロイヤリティーの法的性格は先行（第一次）出版社の出

版権の譲渡を受けるための売買の対価であり、その高はともかくとして、ロイヤリティーを支払っていない以上出版社の出版した著作物を三年間は出版できないのである。

さらに、徳岡および短見（被告兩名の代理人小松左京も含め）は違法な二重出版契約という事実を認め、この点について争いも当事者間にはなかつた（本訴訟において前書をくつがえすのである）。

ところで、本件では短見と徳岡の代理人として訴外小松左京が調停にのりだした経由が存する。その際、早川作威の昭和五六年三月一二日付協定書案に小松左京は、協定書第二項のうち出版妨害の賠償金と記載することを除きすべて認めたのである。



1 次の協定書前文はすべて認めた。

株式会社早川書房と編見及び株式会社早川書房と株式会社徳聞書店は編見の違法な二重出版契約に依つて現在株式会社早川書房は「ハヤカワ文庫（J A）」「太陽風交点」の出版を留保し、株式会社徳聞書店が徳聞文庫「太陽風交点」を出版している事態について次の通り協定する。

2 次の協定書第一項はすべて認めた。

編見は株式会社早川書房に対して「ハヤカワ文庫（J A）」「太陽風交点」を昭和五六年四月三日に出版することに同意する。

3 次協定書第二項の一部（出版権妨害の賠償金として）以外のすべてを認めた。

株式会社徳間書店は、株式会社早川書房に対する出版権妨害の賠償金として、昭和五六年三月五日（初版第一刷）より昭和五七年三月四日まで、発行した徳間文庫「太陽風交点」の定価×印刷部数×三パーセントを、発行の都度、その発行月末日に株式会社早川書房に持参して支払う。

以上のとおり、早川と徳見、徳間の代理人小松左京との間でも被告ら答弁書の主張にもかかわらず本件紛争の原因が、被告らの違法な二重出版契約であつたことが当然の前提だつた。右前提にたつた協議で①徳間から早川へロイヤリティーを支払う、②早川の文庫本を四月出版とすること、で大筋の合意ができ、最後の調整事項が純粋のロイヤリテ

イーか出版妨害の賠償金とするか、だつたのである。徳間は本事件をマスコミ等に公表されることをおそれ、和解するが公表しなしてくれと早川に申入れ、和解交渉が続けられていたところ、訴外毎日新聞社が本事件をいわゆる、すつば抜いた、ため和解成立に至らなかつたものである。

以上のとおり、被告らの本訴における答弁は事実と矛盾すること甚だしいものがあり、過去の経緯を否認しことさら紛争を長びかせんとするものである。

#### 四 「登録制度」の実態

徳間は「登録」をしたことをもつて自己の正当性を主張し「原告主張の「悪意」についての解釈は本件には当てはまらないのである。」と答弁する。しかし、徳間は過去出

版した本に關して登録制度を利用せず、本件の場合急遽利用したもので逆に背信的惡意者であることを自認するものである。

著作權法の研究（半田正夫著）に収録された「出版の整理―出版契約に關する実態調査を手がかりとして」半田論文に登録制度の実態が指摘されている。

右論文は登録の利用について（同書二六八頁）、「それでは出版権設定契約を結ぶ出版社九一社のうち、はたしてどれだけ取得した出版権につき登録を行なっているであろうか。同書は出版権を登録したことのある出版社数を調査するものである。これについては表々に掲げる結果をえた。

昭和三〇年から同三九年までの一〇年間に於ける出版書籍

總數二三三、八一〇、これに対し出版設定登録數一一三、  
という統計資料から、調査前すでに登録経験のある出版社  
が極端に少ないことが予想されていたのであるが、案に違  
わず、右の表で明らかをように一三社、出版権設定契約を  
結ぶ出版社の一四・三多にしかあたらないう数字がで  
た。」と述べる。

右の如き低い利用状況は現在も同様である。著作権法の  
登録制度は不動産取引における登記制度と異なり、全く對  
抗要件としての役割を果していないのである。現行登録制  
度の不十分さについて半田論文は次のとおり明解に述べる。  
「現行登録制度を顧みるとき、これはかえつて關係者に過  
度を要求を強いることになるように思われる。それはたと

えは、①わが国の対抗要件としての登録制度が著作物の既  
かには出版権についての承認められているにすぎず、出版  
権以外の著作物利用権—上演権、放送権、映画化権など—  
を設定登録して利用者に排他的独占的権利を確保せしめる  
方法が現行法上承認されていないこと、②著作物の同一性  
の識別、判定は困難であり、したがって著作物を特定して  
登録しても類似著作物に排他性を主張することができず、  
登録をしたことの意味が無に帰せられること、③諸外国の  
立法例をみても対抗要件としての登録制度を保持している  
ものはほとんどなく、比較法的にみてもすでに遅れた制度  
となつてゐること、などで示されるように、現存の登録制  
度は制度的に完備しているものとはいはれなく、関係者を

従わせるにはあまりに不十分きわまりないものだからである。

このように對抗要件としての登録制度が制度的にあるいは技術的にきわめて不十分なものである以上、これに基づく法理を強要してもそれは関係者を納得させるにたる取得力あるものとはなりがたい。したがつてこの腹思い切つてかかる登録制度の廃止に踏み切るべきではなからうか。むしろこの方が取引慣習にも合致するし、規定の上のアンスランスを消失させることにもなるう。」（同書二七九頁）

徳間は法形式上は登録手続をとり、「直接的・締約的支配の對外的効力を有するのは原告の方ではなく、被告徳間の方なのである。」（答弁書記載）と主張するが、過去の

事實経緯は、真に「登録」を目的としたのではなく、早川  
から提訴されることを予想して計画的に登録したにすぎな  
いことを示している。